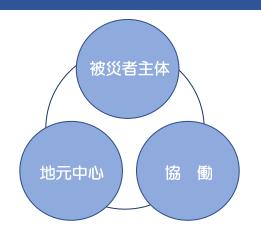
鳥取県 DWAT 活動マニュアル

【概要版】

チーム員の基本的な心構え

DWAT チーム員の活動は、「被災者支援の三原則」に沿って 行います。

- ●「今、自分に何ができるか」ではなく「今、被災者が何を 必要としているのか|という視点を持つ
- ●日ごろから住民を支援してきた「地元」に協力するという 姿勢に徹する
- ●普段はあまり連携することのない主体とも協働する



チーム員の身分等

鳥取県 DWAT は、被災自治体からの派遣要請に基づき、鳥取県から被災地の一般避難所などに公式に派遣されるチームです。

<チーム員の身分>

- ●所属法人等の承諾を得て登録したチーム員は、所属法人等の職員の身分により従事する
- ●個人で登録したチーム員は、個人の身分により従事する

<費用負担>

●日当、超過勤務手当、旅費、その他活動に要した経費は、鳥取県が負担する

DWAT の構成とそれぞれの役割

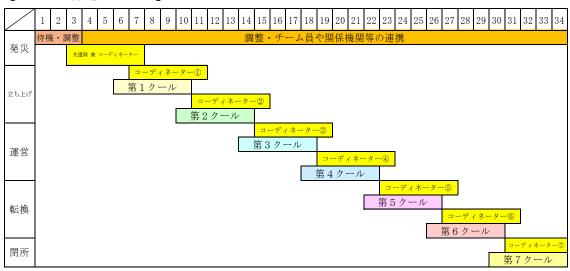
鳥取県 DWAT は、登録したチーム員で編成する「先遣隊」「支援隊」及び「コーディネーター」と、 鳥取県災害福祉支援センター(鳥取県社会福祉協議会内)に設置する「DWAT 事務局」で構成します。

先遣隊	発災初期に現地情報を収集し、支援の見立てをするために必要な情報を DWAT 事務局
	と共有する。2~4名程度で隊を編成して派遣する。
支援隊	先遣隊の情報等に基づき、被災地の状況及び支援ニーズに応じた多職種の福祉専門職
	を1チーム当たり3~5名程度で編成して派遣する。
コーディネーター	支援隊の活動が円滑に行われるよう、担当被災地を広く俯瞰し、現地災害対策本部等の
	外部機関や DWAT 事務局との連携、連絡窓口となる。
DWAT 事務局	対応可能なチーム員から選抜してチームを編成して派遣する。派遣手配や活動に必要
	な資機材等を準備するほか、必要な支援、課題解決のための連絡調整等を行う。

派遣する期間

鳥取県 DWAT を派遣する期間は、原則として1チーム5日間程度で、災害初期から1か月程度です。 支援隊とコーディネーターは時期をずらして派遣し、チームの引継ぎを円滑にします。

【DWAT の派遣イメージ】



発災から派遣までの流れ

チーム員は、鳥取県内に限らず国内で以下の状況が生じた場合、DWAT 事務局からの派遣依頼に備えて出動に向けた心づもりをしておきましょう。

- ●震度6弱以上の地震が発生した場合
- ●津波警報(大津波警報)等が発表された場合
- ●派遣を要すると判断されるような災害等が発生した場合



(1)

・被災市町村から鳥取県に DWAT 派遣を要請 (原則として災害救助法適用災害に対して派遣する。)

・ 県外の場合 (被災県から鳥取県へ派遣要請)

派遣依頼

2

- ・鳥取県が DWAT 派遣の要否を判断
- 派遣を決定した場合、鳥取県は DWAT 事務局に派遣依頼 (DWAT 事務局=県社協災害福祉支援センター)

- ・DWAT 事務局は、チーム員に派遣対応可否を照会
- ・派遣可能チーム員によるチーム編成、クールの設定等
- チーム員の交通手段、宿泊場所等の確保

3

派遣指示

出動•活動

- ・出発前打合せ、関係者等連絡方法の確認、チーム携行品の確認等
- ・被災地での活動

4

出発までの準備

<移動、宿泊の手配>

活動期間中のチーム員の移動手段(集合場所から活動場所及び現地移動)と活動場所での宿泊施設は、 DWAT事務局が手配します。

<携行品の準備>

派遣が決まったチーム員は、マニュアル本編 P.6 を参考に、派遣時に必要なものを準備しましょう。

被災地への移動

<集合・出発前打合せ>

派遣が決まったチーム員は、DWAT事務局から指定された日時・場所に集合し、事務局から説明を受けたうえで現地に向かいます。

<緊急時連絡先の提出>

出発前に、家族や勤務先など緊急時の連絡先(マニュアル様式2)を事務局に提出してください。

先遣隊の活動

- ●初期活動(現地災害対策本部等との確認、DWAT 事務局への報告等)
- ●情報収集(避難者の状況、他団体の活動状況、機能している施設・病院等の社会資源等)
- ●活動場所の状況確認(運営体制・指揮命令系統、既に支援に入っている団体、避難所環境等)
- ●活動拠点の確保(避難所や事務室の一画など、PC やプリンターを置いて事務作業が行える場所)

支援隊の活動

<初期活動>

- ●支援活動先での身分の伝達(「鳥取県 DWAT チーム員登録証」等を持参)
- ●避難者からの相談体制の整備と対応(既に相談窓口が開設されている場合は、そのサポート)
- ●要配慮者のスクリーニングと優先的移送(関係者との調整)
- ●関係者への助言・調整(緊急的な物資の確保、福祉避難スペースの確保等)

<活動の実際>

相談支援	アセスメントの実施・対応検討、経過観察が必要な方への巡回、潜在的ニーズの掘り起こ
	し、復旧・復興に向けた生活相談、こころのケア等
環境整備	個々の生活空間の整備、女性・妊産婦・子どものための環境整備、バリアフリー化、排泄
	環境の整備、入浴・清拭・口腔ケア等の環境整備、感染予防対策、ごみ処理等
生活支援	情報の提供・収集、健康管理、食事の支援、排泄の支援、入浴・清拭・口腔ケア等の支援、
	夜間支援、子どもの支援等

<リーダーの業務>

●チームミーティングの開催

●チーム員の健康管理

●活動日報の作成・報告

●チームの現金(前渡金)の管理 等

コーディネーターの活動

- ●現地受入れ担当者等との支援隊受入れに関する調整
- ●関係会議等への参加、避難所管理者や他機関等との情報共有による支援隊のサポート
- ●支援ニーズに基づくチーム員(専門職)の編成に関する DWAT 事務局への助言
- ●DWAT 事務局への定期的な活動状況報告と課題解決への対応要請
- ●チームの活動環境と撤退環境(時期)のコーディネート
- ●チーム間の引継ぎ支援 等

任務完了後の対応

後続チームに引き継いで帰任したら、リーダーは「活動報告書」を DWAT 事務局に提出するとともに、 前渡金の精算をします。

また、各チーム員は日当等の支払を受けるため、「派遣活動費用振込依頼書」(マニュアル様式 10 号)を事務局に提出します。

活動の終息

被災者の生活再建が進むとともに、自立を総合的に支援する「地域支え合いセンター」の設置など地元 関係者による継続的な支援体制が整備されたと認められたとき、鳥取県 DWAT は撤退します。

一連の活動状況は、DWAT 事務局により「鳥取県災害派遣福祉チーム活動終了報告書」をもって県知事に報告します。









【DWAT 事務局】

鳥取県災害福祉支援センター(鳥取県社会福祉協議会内)

携帯 080-4793-6615

電話 0857-30-6367 0857-59-6331

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内 e-mail saigai-c@tottori-wel.or.jp HP https://www.tottori-wel.or.jp